

撮影・取材ならびに放映・掲載申請書 兼 許可証

年 月 日

鎌倉大仏殿高德院 御中

高德院における撮影・取材の実施ならびにその成果物の放映・掲載に際しては、別紙の規定の内容を確認承諾した上で以下のとおり申請し、貴院のご指示に従うことを誓約いたします。

申請者	住所	〒
	会社名・団体名 (部署名含む)	
	TEL	
	FAX	
	E-Mail	
	責任者	印
	担当者	
来院者情報	代表者氏名	(担当者と異なる場合のみ記入)
	人数	名 (代表者含む)
	携帯電話番号	(当日連絡可能な連絡先)
撮影・取材時間	開始	年 月 日() 午前・午後 時 分
	終了	年 月 日() 午前・午後 時 分
撮影・取材場所	境 内 ・ そ の 他	
放映・記事掲載予定日	年 月 日() 午前・午後 時 分	

撮影・取材ならびにその成果物の使用許可証

当院の指示に従うことを条件に、境内における撮影・取材を行い、下記番組・文献において同所産たる画像・記事等を放映・掲載することを許可いたします。

記

番組・文献名 _____

撮影・取材日 _____

年 月 日

〒248-0016 神奈川県鎌倉市長谷 4-2-28

鎌倉大仏殿高德院

※ 当院許可印の無いものは無効です

[連絡先] TEL: 0467-22-0815 (受付時間 通年 8:00~17:00) / FAX: 0467-22-5051 (24 時間受付)

鎌倉大仏殿高德院 撮影・取材ならびに放映・掲載規定

鎌倉大仏殿高德院（以下「当院」）は、国宝銅造阿弥陀如来坐像を護持する寺院であり、「祈りの場」として国内外から訪れる数多くのご参拝者を日々お迎えしています。そのため、当院境内を含む敷地内において個人利用目的の範疇を超える撮影や取材を行う場合は、事前に当院の許可が必要です。撮影・取材を希望する者は以下に記す本規約内容を遵守する旨誓約し、企画内容を記した書類と申請書を事前に当院へ送付してください。

撮影・取材時の遵守事項

1. 当院で撮影・取材を行う場合は、事前に許可を受けること。
2. 撮影・取材にあたっては、開始前に寺務所へ所属社を確認できる記者証・身分証明書を提示の上、自社腕章等を着用すること。
3. 原則、大仏胎内および観月堂内部へ立ち入っての撮影・取材を控えること。
4. 大仏像とレポーター・タレント等を同一の画角に収める映像を撮影しないこと。
5. 撮影・取材の時間帯はなるべく午前8時～10時頃とし、他の来院者の拝観を妨げないこと。
6. 参拝者が特定できる撮影や、参拝者へのインタビューは控えること。
7. 申請の際に提出し許可を得た撮影・取材内容や方法から逸脱しないこと。
8. クレーン、レール等の大型撮影機材やドローンを用いる撮影はしないこと。
9. 境内の樹木等を損傷しないこと。
10. その他当院職員の指示があった場合は、これに従うこと。

放映・掲載時の遵守事項

1. 大仏像および境内の映像・画像に合成や変形ほか著しい加工を施さないこと。
2. 放映・掲載の成果物（メディア、フィルム、紙媒体、WebサイトはURL等）を放映・刊行後当院に提出、連絡すること。
3. 映像・掲載記事等は申請された放送日時、発行・掲載日のみ許可対象とし、後日他の目的に利用する場合は、改めて当院に申請書を提出し、再度許可を受けること。
4. 成果物を申請書に記載した媒体以外に放映・掲載しないこと。
5. 成果物を申請書に記載した目的以外に利用しないこと。
6. その他当院職員の指示があった場合は、これに従うこと。

共通注意事項

1. 観光業以外の商用広告や著しく品位を欠く番組・雑誌上での放映・掲載を目的とする撮影や取材等には原則応じかねます。
2. 申請の可否について、当院が正当と思われる理由に基づいて判断いたします。また当院はその可否判断理由を申請者に開示する義務は有しません。
3. 公序良俗に反する（疑いがあるものも含む）、または許可内容と異なる行為であると当院が判断した場合、直ちに許可を取り消し、撮影・取材時は中断の上退去していただきます。また、成果物については消去、掲載の取り下げを要求します。
4. 当規定ならびに、当院職員の指示に従っていただけない方は許可を取り消し、今後当院の撮影・取材ならびに放映・掲載をお断りする場合がございます。

[連絡先] TEL:0467-22-0815（受付時間 通年 8:00～17:00） / FAX:0467-22-5051（24時間受付）

免責

当院で撮影・取材を行い、または各種媒体に当院に関する情報を掲載することにより発生したトラブルやあらゆる損害について、当院は一切の責任を負いません。

2016年10月1日制定